

長野県住宅供給公社分譲宅地

販売促進報奨金支払要領

平成 31 年 4 月 1 日
制 定

長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領(平成 28 年 10 月 17 日制定)
の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要領は、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）が分譲する住宅団地の宅地のうち、別に定める団地の宅地（以下「対象宅地」という。）を、購入希望者（以下「購入希望者」という。）が購入する際、当該宅地を購入希望者に紹介した者（以下「紹介者」という。）がいる場合における、当該紹介者に対する分譲宅地販売促進報奨金（以下「報奨金」という。）の支払いについて必要な事項を定める。

(支払対象紹介者)

第 2 条 報奨金の支払対象となる紹介者は、個人または法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する個人または法人は報奨金の支払対象としない。

- (1) 購入希望者と同一世帯又は生計を一にする個人
- (2) 公社の職員及び公社の職員と同一世帯又は生計を一にする個人
- (3) 長野県暴力団排除条例第 2 条（2）に定義される者及びこの者に関する法人

(報奨金)

第 3 条 報奨金の金額は 1 宅地につき金 1 0 0, 0 0 0 円とし、紹介者は 1 宅地につき 1 法人又は 1 個人とする。

(購入希望者の紹介)

第 4 条 紹介者は、購入希望者が公社に対し対象宅地の購入申込書を提出する前に、分譲宅地購入希望者紹介書（様式第 1 号）を公社に提出するものとする。

(報奨金確定)

第 5 条 公社は、前条に定める分譲宅地購入希望者紹介書に記載された、購入希望者への対象宅地の所有権移転登記が完了したときは、当該紹介者に対し分譲宅地販売促進報奨金確定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(報奨金支払い)

第 6 条 公社は、前条に定める通知後、紹介者が公社あてに提出する分譲宅地販売促進報奨金支払請求書（様式第 3 号）に基づき、第 3 条に定める報奨金を紹介者に対し支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

分譲宅地購入希望者紹介書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社
理事長 様

(紹介者)
住 所
氏 名
電話番号

私(当社)は、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第1条に基づき対象宅地の購入希望者を、同要領第4条に基づき下記のとおり紹介します。
なお、私(当社)は同要領第2条但し書に定める者に該当しないことを自認します。

記

対象宅地	団地名	
	区画番号	
購入希望者	住所	
	氏名	
	電話番号	

【 購入希望者確認 】

上記紹介者は、今般、私が長野県住宅供給公社に対し分譲申込する予定の、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領に基づく対象宅地に係る紹介者に相違ありません。

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社 様

住 所

氏 名

印

電話番号

紹介者との関係

(様式第2号)

分譲宅地販売促進報奨金確定通知書

令和 年 月 日

様

長野県住宅供給公社
理事長

令和 年 月 日付け分譲宅地購入希望者紹介書によりご紹介いただきました下記購入希望者様につきましては、対象宅地の所有権移転登記が完了しました。

については、長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第5条に基づき報奨金の支払いが確定しましたので、別添の分譲宅地販売促進報奨金支払請求書に署名・捺印のうえ公社あてに送付してください。

記

対象宅地	団地名	
	区画番号	
購入希望者	住所	
	氏名	
	電話番号	

(様式第3号)

分譲宅地販売促進報奨金支払請求書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社

理事長 様

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

長野県住宅供給公社分譲宅地販売促進報奨金支払要領第3条に基づく報奨金について、同要領第6条に基づき請求します。

請求金額	金100,000円		
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協 信組	本店 支店 本所 支所
	口座番号	普通 当座	
	コウザメイギ 口座名義		